

オーテピア高知図書館サービス計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館（以下「オーテピア高知図書館」という。）の共通業務を効率的かつ安定的に実施し、オーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として県民及び高知市民の暮らし及び仕事に役立ち、併せて本県の読書環境及び情報環境の充実及び向上に寄与することを目的に、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき平成29年10月12日に連携協約を締結し、同条第2項の規定により同月13日に当該連携協約を告示のうえ共同運営を行っている。

このオーテピア高知図書館が県民・高知市民の要望に応え、社会の変化に柔軟に対応しながら、常に進化し続ける進化型図書館を目指して平成29年1月に策定したオーテピア高知図書館サービス計画（以下「サービス計画」という。）の効果的かつ着実な実施並びに図書館サービスの改善及び新たなサービスの展開に関する協議を行うため、オーテピア高知図書館サービス計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) サービス計画の点検・評価・対策に関すること。
- (2) その他サービス計画に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、高知県立図書館長が委嘱する委員で組織する。

- (1) 図書館専門家
 - (2) 学識経験者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、高知県立図書館長及び高知市立市民図書館長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を1名及び副委員長を1名置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成34年6月30日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が委員を招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会については、高知県立図書館長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県立図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。